

経済建設委員会会議録

令和5年2月2日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：28

【 案 件 】

1. 産業振興について
2. 中心拠点の整備について

【 報告事項 】

1. オートレース第36期選手の登録について
2. 工業団地の整備について
3. 第2期飯塚市産業振興ビジョン2023～2027（素案）の策定について
4. ゆめタウン飯塚及び沢井製薬株式会社の雇用計画について
5. ベトナム社会主義国JVNET株式会社との人材受入れ及び海外ビジネス展開に関する連携協定の概要について
6. 建物明渡等請求事件について
7. 市道上における車両損傷事故について
8. 都市計画の変更について
9. 飯塚市立病院の現状について
10. 公共下水道事業の計画区域の見直しについて

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長

「中心拠点の整備について」、ご報告いたします。

資料「中心拠点の整備について」をお願いいたします。資料1の1ページ「飯塚駅周辺地区整備事業 予定スケジュール」について、説明いたします。表の左側の事業名・内容の一番上、旧卸売市場周辺道路改良につきましては、現在、イズミが本年夏の開業に向けて整備を進めておりますゆめタウン周辺の道路において、現在、歩道設置等の道路改良工事を進めており、本年夏頃に完了する予定となっております。

次に、西町天道線道路改良につきましては、施工区間がトライアル付近の交差点から南側の国道201号バイパスと交差する堀池交差点までとなりますが、ゆめタウン開業により交通量の増加が見込まれるため、渋滞緩和を図るべく走行車線の区分変更等の道路改良工事を実施しており、本年度中、令和5年3月末の完了見込みでございます。

3番目の菰田堀池公園整備につきましては、現在の菰田保育所北側に整備工事を実施しており、本年度、工事完了見込みではございますが、隣接のゆめタウン開業も勘案し、整備期間を延長し、新たに公園内の施設整備を追加し、家族での利用促進を図ることにより活性化を促進することができないか、検討しているところでございます。

次の旧菰田保育所に隣接する菰田西公園につきましては、来年度、令和5年度から旧菰田保育所を含めた敷地の確定測量や環境影響の調査に着手し、令和7年度までに工事を完了したいと考えております。

その下の飯塚駅前広場整備につきましては、今年度、基本設計を完了する見込みで、自由通

路や駅舎については、J R九州と協定を締結し設計を進めているところです。駅前広場・自由通路・駅舎は一体的に整備する必要があるため、J R九州と協議・調整を図りながら令和8年度の完成を目指しております。

最後に、菰田西公園の南側、桜ヶ丘幼稚園の南側に位置する桜ヶ丘踏切につきましては、来年度J R九州と協定を締結し、令和6年度の完成を目指して進めたいと考えております。

以上のような個別事業の展開を予定しており、飯塚駅周辺地区整備基本計画の計画期間、令和4年度から令和8年度までの5年間である令和8年度末までに全事業の完了を目指してまいります。

次の2ページの位置図をお願いします。この資料は、参考としまして、ただいまご説明しました各事業の位置を示したものとなっております。各事業の記載内容については先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

なお現在のところ、スケジュールに遅れ等はなく、計画どおりに進んでいる状況でございます。以上、簡単ではございますが、「中心拠点の整備について」の報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

計画どおり進んでいるということで、それはそれで結構だと思っておりますけれど、場所は違うのですけれど、以前、城ヶ崎踏切の改良についても取り組まないと、周辺整備の交通渋滞は緩和できないのではないかということをおっしゃってございましたけれど、その後、やる気は役所はあるとは思いますが、その後、どのような進捗なり、どのように考えて取り組もうとしているのか、確認だけさせてください。

○都市計画課長

現在、城ヶ崎踏切につきましては、J R九州のほうと協議のほうを進めているところでございます。来年度以降、この飯塚駅周辺地区整備事業の中でできないか、今検討しているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

委員長にお願いをいたします。

本委員会に特別付託を受けております「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」、以上2件については、関連があることから一括議題として審査し、これまで執行部から、「地方卸売市場跡地の活用・企業誘致について」や「飯塚駅周辺整備基本計画」などについて報告を受け、調査してきました。

この間、執行部においては、ゆめタウン飯塚や沢井製薬株式会社などの企業誘致により雇用の創出を図り、また、飯塚駅周辺整備基本計画に基づき、旧卸売市場周辺道路改良工事や菰田堀池公園整備工事など、飯塚駅周辺の活性化に向けた取組に着手されていることは評価すべきものと考えます。

今後は、新たに工業団地となり得る候補地の調査をより一層進めていただくとともに、ゆめタウン飯塚のオープンは特に菰田・堀池地区にとって重要であることから、この民間活力を生かすためにも、さらにスピード感を持って飯塚駅周辺の整備を行っていただくことを要望いたしまして、本件2件についてはいずれも調査終了としていただきますよう、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、光根委員から、本件2件について、いずれも調査終了としてほしい旨の申出があ

りましたが、本日、調査終了について、お諮りするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」以上2件については、いずれも調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、いずれも調査終了とすることに、決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から10件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「オートレース第36期選手の登録について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース第36期選手の登録について」、ご報告いたします。

資料の「オートレース第36期選手の登録について」をお願いいたします。オートレース選手養成所第36期選手候補生につきましては、令和4年4月1日から茨城県つくば市のオートレース選手養成所にて訓練を行っておりましたが、このたび、養成所での訓練を終え、令和5年1月27日付で選手登録をされております。飯塚オートレース場には、帆景 岬選手、村瀬月乃丞選手の2名が配属されています。両選手につきましては、2月13日の飯塚オートレース場での開催にてデビュー予定でございます。今回配属の2名を加え、飯塚オートレース場に所属の選手は73名となります。

また、ほかに1名、濱野 翼候補生が、けがのため選手登録が遅れておりますが、飯塚場への配属が予定されております。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工業団地の整備について」、報告を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「工業団地の整備について」、ご報告させていただきます。

掲載しております資料をお願いいたします。工業団地の整備について、企業立地用地を確保し、積極的な誘致活動に取り組むため、日鉄鉱業株式会社が所有する筑穂地区の山口採石所砕砂工場用地について、工業団地として整備するため、同社と協議を実施しておりますことをご報告いたします。

土地の概要につきましては、所在地が飯塚市大分字一本松322番1ほか4筆、総面積は約25万2千平方メートル、7万6364坪となっております。具体的な場所につきましては、位置図及び航空写真を掲載しておりますが、筑穂中学校の近隣となっております。

現在、双方で協議を行っており、調整が整いましたら、関係予算を上程するなどの事務を進めてまいります。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

工業団地を造る目的で頑張られることは大変いいことだと思っておりますので、頑張っしてほしいと思いますけれど、ちょっと確認だけです。これは山口採石場砕砂工場用地となっておりますけれど、これは炭鉱跡地ではない、地山だったということですか。炭鉱跡地なのですか。その確認だけです。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

炭鉱跡地でございます。

○道祖委員

私は炭鉱跡地の開発を進めていくべきという立場ですけれど、いろいろご指摘をされる方もいらっしゃると思いますので、その辺は、ご指摘の内容が問題のないようにいろいろ調査されて、取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

炭鉱跡地ということなんですけれど、鯉田を整備したときに増工が問題になりましたよね。今回はそのようなことのないようにしていただきたいのですが、対応はどのようにされますか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

ただいま各委員の皆様からご指摘のとおり、比較的大きな炭鉱跡地でございますので、坑道や地盤等につきましては確認を行いつつ、協議を進めて実施していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2期飯塚市産業振興ビジョン2023～2027（素案）の策定について」、報告を求めます。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

第1期である飯塚市産業振興ビジョン2018～2022について、本年度で終期を迎えることから、飯塚市中小企業振興円卓会議において4回の審議を実施し、第2期となる産業振興ビジョンの素案を策定しましたので、その概要についてご報告します。

産業振興ビジョンの策定経緯・目的です。第1期のビジョンを2018年度に策定いたしましたが、5年間の計画期間を経て、本市を取り巻く社会・経済の情勢の変化と、継続する課題を踏まえ、第2期となる産業振興ビジョン素案を策定しました。

2ページをお願いいたします。真ん中の図にありますとおり、各種計画及び条例等と連動を図ってまいります。ビジョンの期間は2023年度から2027年度までの5年間です。

3ページから7ページにかけて、第1期ビジョンの振り返りを記載しており、内容の説明については省略させていただきます。

8ページから飯塚市を取り巻く現状と課題について、分析をまとめております。

8ページから12ページは「国内の社会経済・産業の潮流」について、記載をしています。

13ページから21ページは「統計にみる飯塚市の姿」として、主に経済センサスのデータを用いて、飯塚市の特徴を分析しています。

22ページから33ページは「飯塚市のポテンシャル」として、飯塚市の強みについて記載しています。

34ページから42ページには、「飯塚市の課題」について記載しています。本ビジョンの策定に際し、市内の全事業所にアンケート調査を行い、50企業へのヒアリングを実施しました。その結果についてまとめております。

43ページはこれまでの現状と課題分析を基に、2023年度以降、5年間の産業振興に向

けた基本的な考え方方を示しています。この5年間、デジタル技術の発達や環境問題での対応、グローバル化の進展など変化の激しい時代を迎え、加えて新型コロナウイルスの大流行や急激な円安・物価高騰などによる経済への混乱は、地域経済そのものから生じたものではなく、海外での供給・物流体制の混沌や世界各国の金融施策といった外部要因に起因するものであり、改めて地域経済の基盤強化を図る必要が生じています。

第2期のビジョンでは、こうした状況から、外部要因に起因した変化に左右されない強い地域経済の仕組みをつくるため、地域経済における生産、分配、消費の好循環を生み出す、いわゆる地域経済循環の視点を新たに組み込み、外部の影響を受けにくく、持続的に経済が活発化する、人と企業の成長へとつなげていくことを考えています。

このような認識の下、現在のビジョンの流れをしっかりと継承しつつ、市内企業の最大の課題となっている人材の確保・育成の取組を強化するとともに、デジタル化を柱とした生産性の向上、商業機能の強化を基盤とした消費環境の充実を図りながら、地域で稼いだお金が地域内で消費される仕組みづくりを取り入れ、今後5年間の産業振興を図る計画としています。

44ページの第2期ビジョンの目指す姿であるコンセプトでは、こうした状況に対応しつつ、引き続き新しいことへの挑戦が求められることになり、本年実施した事業所アンケート調査において、最大の企業課題が人材の確保・育成であったことから、第1期のビジョンのコンセプト「挑戦するひとと共に未来を創る」を継承することが望ましく、それを進める3つの戦略についても、地域経済の好循環形成をはじめとする新たな視点を取り入れながら、引き続き第1期のビジョンの戦略を引き継ぎ、飯塚市産業全体の成長を実現する構成としています。

47ページは本ビジョンの施策体系です。

48ページの戦略1「飯塚を担うひとづくり」では、人材の確保・育成を大きな課題と捉え、49ページに「市内事業所の雇用促進」、50ページに「就職促進」、51ページに「人材育成」を施策大項目として掲げ取り組むこととします。

52ページの戦略2「成長する会社づくり」については、実現に当たり、生産規模を高め、所得を確保・向上し、さらには市内での消費・投資を増やす地域経済の好循環を実現する必要があります。そのため、53ページに「新規事業創出・事業拡大・第二創業の促進」、54ページに「生産性向上」、55ページに「産業間・企業間の連携促進」を施策大項目として掲げ取り組むこととします。

56ページは戦略3「新しい会社づくり」についてです。地域経済の活性化のためには、地域経済へ新たな企業の参画により全体の生産性を高めるとともに、誘致企業との取引拡大や、スタートアップ企業の技術連携などの協業に取り組むことが重要です。そのため、57ページに「創業・起業促進」、58ページに「企業誘致」を施策大項目として掲げ取り組むこととします。

59ページは本ビジョンの数値目標について記載しています。現状の施策効果をより正確に把握し、施策の評価に生かすため、決算資料や市町村税の課税状況調により把握できる数値を目標としました。また、地域経済の形成に係る指標として、企業と市民の所得に着目しました。

また、飯塚市の産業の動向を把握するための指標として、60ページにある5項目についても動向を毎年分析していくこととしています。

61ページは本ビジョンの推進体制を記載しています。ビジョンの実施・推進をするため、戦略ごとに運営部会で進捗管理を行い、中小企業振興円卓会議においてビジョン全体の進捗管理を行います。ビジョン素案の概要は以上です。

続いて、今後のスケジュールについてご説明します。令和5年2月6日から2月28日で市民意見募集を行い、令和5年4月、第2期産業振興ビジョンの施行を予定。市民意見募集につきましては、閲覧場所として、本庁1階、情報公開コーナー、支所1階の市民窓口課、中央公民館、12地区交流センター、市のホームページを考えております。以上、「第2期飯塚市産

業振興ビジョン2023～2027（素案）の策定について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ゆめタウン飯塚及び沢井製薬株式会社の雇用計画について」、報告を求めます。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

株式会社イズミが来年夏に開業を予定しておりますゆめタウン飯塚及び沢井製薬株式会社の九州工場、第2九州工場の雇用計画につきまして、ご報告いたします。

資料をお願いします。最初に、ゆめタウン飯塚につきましては、直営店舗、テナント及び施設の清掃等のスタッフとして、1500名の雇用を計画しており、本社や他店舗からの異動を除く、1340名の新規雇用が見込まれております。採用スケジュールとしましては、昨年11月に事前登録の受付を開始し、12月2日に新聞へのチラシ折り込みなどを行い、現在、300名を超える登録があっており、1月28日から会社説明会、3月以降、具体的な採用を開始いたしまして、4月中旬と5月中旬の2回に分けて入社式を行う計画としております。

現在、飯塚市が橋渡しを行い、飯塚市シルバー人材センター会員の雇用の受皿となるよう協議するなど、短時間・短期間雇用といった柔軟な雇用につきましても、同社と調整を進めているところでございます。

次に、沢井製薬株式会社につきましては、潤野工業団地の九州工場に注射棟が完成し、新規雇用10名を計画するとともに、飯塚工業団地内の第2九州工場の新棟につきましては、330名の雇用を確保する必要から、令和5年4月以降、毎年50名程度の高校生の採用を計画し、合わせて国内工場の社員の異動や中途採用を進めることとしております。

飯塚市としましては、誘致企業と共に地元企業の雇用の確保の観点から市内高等学校を中心に県内高等学校とのネットワークを構築し、高等学校卒業生の採用につなげるなど、引き続き雇用の促進に努めてまいります。以上、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ベトナム社会主義国JVNET株式会社との人材受入れ及び海外ビジネス展開に関する連携協定の概要について」、報告を求めます。

○国際政策課長

「ベトナム社会主義国JVNET株式会社との人材受入れ及び海外ビジネス展開に関する連携協定の概要について」、ご報告をさせていただきます。

資料をお願いいたします。令和4年12月19日に連携協定書の締結を執り行いましたので、その概要を報告するものです。ベトナム国内において、日本への送り出し実績もトップクラスであり、かつ外部からの評価も高い、優良な送り出し機関であるベトナム社会主義共和国JVNET株式会社と相互の連携を強化し、飯塚市内企業の人材受入れ、海外ビジネス展開等に向けて連携・協力して取り組むため、連携協定を締結いたしました。

連携事項の内容につきましては、「1 人材受入れに関する事項」として、市内企業からの技能実習生募集依頼時の優先的な活動の実施。十分な教育を受けた人材の送り出し。入国前講習期間中の飯塚市生活情報の紹介。実習生の入国前講習期間中に市内企業の希望があった場合、オンライン面談等の実施。市内企業への技能実習生受入れセミナー等の講師を市から依頼された場合の協力。

「2 受入れた人材の生活支援に関する事項」として、飯塚市が主催する日本語教室の開催。

日本人住民や外国人住民と交流できる国際交流イベントの開催。多言語対応の相談窓口設置による細やかな相談対応の実施。

「3 飯塚市内企業のベトナムへの海外ビジネス展開に関する事項」として、ベトナムでの海外展開を希望する飯塚市内企業に対する相談の対応（年2回まで無償）。入国規制、進出、ビジネス等に関するオンラインセミナーの提供（年2回まで無償）。会社設立や法務、税務など各種支援サービスを特別料金での提供（平均10%程度の割引）。

「4 ベトナム企業の飯塚市への海外ビジネス展開に関する事項」として、飯塚市へ海外ビジネス展開するベトナム企業に対して、飯塚市の支援制度の紹介、支援機関と連携した支援の実施でございます。

会社の概要につきましては、資料に記載のとおりです。

なお、連携協定締結を行いました12月19日の午後にベトナム人材活躍促進セミナーを開催し、JVNET株式会社様からベトナムの最近の状況や、ベトナム人と働くことについてなどの講演を行っていただき、会場及びオンラインで44名の方に参加をしていただきました。

今後、この連携協定に基づき取組を進めてまいります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

セミナーを開かれて44社、お見えになったということですが、これは、ベトナムの方を労働者として派遣していただいて採用するというようなことが考えられているのでしょうか。内容的にはそういうふうに理解していいのですか。そうであるのかどうか。

そして、その44の会社が参加して需要があるのかどうか。その辺はどういうふうになっているのですか。

○国際政策課長

まず、セミナーの参加者につきましては、ベトナム人の技能実習生の受入れに関心のある企業様と、それから、他の自治体にも参加呼びかけを行いましたので、近隣の自治体の行政職員の方にも参加をしていただきました。

セミナーを開催した後は、参加された企業様のほうから外国人材を活用したいということでのいろいろなご相談等もございました。外国人材の活用だけではなく、ベトナムの会社の状況等も、市場の関係等もお話をさせていただきましたので、関心のある会社様からいろいろとお問合せもあっているような状況です。

現在、飯塚市内の企業様のほうでは、人材の確保に苦労されているというようなお話もありましたので、このセミナーが企業様にとって参考になるセミナーであればということで開催をさせていただきました。

○道祖委員

結局、いいことだと思っているのです。だから、ベトナムに地元の企業が進出する。もしくは、ベトナムの方を受け入れる。労働者として受け入れるということになっていくのだろうと思いますけれどね。

ただ、締結しただけでは、やはりその場限りの可能性が出てきますが、定期的にやはり企業さんにこういうことについて取り組んでいることを説明していかないと、継続性を持ってやっていかないと、せっかく締結した意味がないと思っておりますので、その辺の取組だけは今後続けていっていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○上野委員

他の自治体で同様の協定締結の状況はどうなっていますか。

○国際政策課長

海外のベトナムの民間企業と連携協定を締結されている自治体を調査したところ、神戸市のほうでは連携協定を締結しているということは確認いたしております。

○上野委員

神戸市は何社としていますか。

○国際政策課長

神戸市は1社と締結をされています。

○上野委員

それはこのJVNETですか。

○国際政策課長

JVNETではない会社様と連携協定の締結をされております。

○上野委員

飯塚市がJVNETを選んだ理由は何ですか。

○国際政策課長

2019年4月、それから2019年11月に、飯塚市のほうからJVNET株式会社外国語教育センターを訪問したことがご縁で、本年度8月に、JVNET様から公民連携の提案書が提出されました。そのことから、庁内で協議を行いまして、公民連携の協定締結に至りました。

○上野委員

ベトナムに私も当時行かせてもらったもので、ちょっと責任の一端を感じているのでお聞きするんですけども、JVNETにうちのほうからアプローチをして、またアプローチの仕返しがあったので締結をしたと。それだけの理由ではちょっと弱いと思うのです。

資料にも書かれていますけれど、1万1千人を送り出して実績があると、ベトナム政府からも高い評価を獲得しているということですが、具体的にベトナムの国内に幾つぐらいの送り出し機関があって、このJVNETは順位的にどのぐらいの評価を得ているのですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:36

委員会を再開いたします。

○国際政策課長

二国間協力覚書に基づく協定の送り出し機関の503機関ある中から、ベトナム海外労働者派遣協会(VAMAS)の評価は、最高の星5の評価を受けている企業になります。

○上野委員

それは、評価をされているのは、ここに資料にあるようにベトナム政府機関と認識しておいでいいのですね、業界の団体ではなくて。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

○国際政策課長

ベトナム政府機関等からの高い評価という説明ですが、ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)より優秀企業の受章をされている企業になります。

○上野委員

ほかに候補はあったのですか、JVNET以外の候補、飯塚市が選定する場合。

何で聞くかという、もう飯塚市は、ベトナムからの技能実習生の受入れはJVNETの1社にほとんど限るわけでしょう。この点はどうですか。

○国際政策課長

飯塚市の企業様に公民連携協定の内容はお知らせいたしますが、JVNET株式会社様だけということではございません。

○上野委員

ただ、飯塚市は協定を結んでいるということは、飯塚市の企業については、もうそこを飯塚市が推薦しているというふうに捉えられますから、これは気をつけて説明なりしていただきたいと思っています。

ベトナムの国家からすれば、1万1千人を日本に送り出している企業なので、それは高い評価を与えると思うのですが、日本側からして、この1万1千人の中で大きな問題を出したような実習生等とかは把握していらっしゃるのですか。

○国際政策課長

日本におけるベトナム人実習生の失踪率は1.8%というふうに認識をしております。JVNET株式会社様のほうでは、失踪率は0.5%というふうにお聞きしております。

○上野委員

送り出し機関の中には特に強い業種とかあると思うのですが、地域、業種、JVNETは主にどのような形になっていますか。

○国際政策課長

ベトナムの現地の教育機関のほうも確認しておりますが、溶接、それから製造業の訓練をする施設がございますので、そういった業種に強いものと考えております。

JVNET株式会社の本社はハノイにございますが、それからダナン支部、ホーチミン支部と、広く人材を求人されております。日本に駐在の事務所もございまして、東京、関西、中部、九州に事務所を置かれて、広く日本各地で紹介・活動をされております。

○上野委員

中部、九州にもあるということは、そこら辺を中心に出してきているという認識でよろしいですね。

今、資料の中に連携事項1から4まであるのですが、今、各国の送り出し機関は、日本は人材不足なので、非常に力を入れていらっしゃると思うのですが、飯塚市にとってのメリットはどれになるのですか。これは、ほぼほぼこの業者さんも、送り出し機関もやられているのではないですか。

○国際政策課長

連携事項「1 人材受入れに関する事項」の市内企業からの技能実習生募集依頼時の優先的な活動の実施、それから入国前講習期間中の飯塚市生活情報の紹介、この辺りが連携協定事項の中で、特別に支援をしていただけるものと考えております。

○上野委員

これは一番重要なことだと思うのですが、飯塚市が送り出し機関と提携を結んでも、日本に来ていただく場合は、第1次受入れ機関というのか、第1次受入れ団体というのがありますよね。そこはどのように考えられているのですか。

○国際政策課長

飯塚市内にあります市内の監理団体の中には、JVNET株式会社様と既に契約をされて、そこでの受入れが可能となるかと思えます。

また、その1つの市内の監理団体だけの受入れが難しいときには、JVNET株式会社様

からの人材の受入れを希望されるという企業様がございましたら、JVNET株式会社のほうから近隣の監理団体を紹介していただくようにというふうには考えております。

○上野委員

確認します、そのJVNETさんから人材を送っていただく場合には、日本では第1次受入れ団体に登録し、そこを通さないと、直接、企業には行けないわけですね。問題は、JVNETさんがすばらしい会社であっても、第1次受入れ団体がそうでなければ、問題が起こってしまうわけです。今、課長は市内に1社あると言われましたが、その会社とはどのような、協定を結ぶ気持ちがあるのか、それとも現在の状況をきちんと把握されているのか、そのところはいかがですか。

○国際政策課長

この連携協定を行う前から、市内の監理団体の方とも情報交換をしておりますし、市内の企業様に訪問する際にもいろいろご希望等をお聞かせいただいておりますので、その要望に応じて、こちらのほうで支援をしているような状況です。

○上野委員

送り出し機関が1つ、受入れ団体も1つというのは、あまりよろしい状況ではないと思うので、特に受入れ団体については複数確保できるようにやっていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○国際政策課長

1つの監理団体だけでは様々な業種に対応できるかという問題もございますので、その辺りは広く市内の監理団体のほうにもいろいろ情報提供を行いながら、また、広く周知をして情報共有をさせていただきたいというふうに思っております。

○上野委員

監理団体は今、JVNETさんからベトナムの人材を受入れているのは1社だけなんですよ。市内に監理団体はたくさんあるのですか。

○国際政策課長

現在、市内に7つの監理団体がございます。

○上野委員

私が勉強不足で、そんなにあるとは思わなかったのですが、ただ、今非常に問題が出てきて、免許の更新ですとか、登録ですとかも厳しくなっていると思うのですけれども、そこら辺のこともしっかり考えて、他の市外の団体からの情報などもきちんと取っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に一つ、飯塚に来ていただく場合、生活拠点の確保が大事になると思うのですが、この点は市で何か考えていらっしゃることはあるのですか。

○国際政策課長

市内企業様にヒアリングを行っていく中で、外国人の方を受け入れする中で、住居の問題についてお話を伺うことがございます。住むところがまず確保できないと、飯塚市に来ていただけないと思いますので、そういった不動産関係の業者の方にもいろいろヒアリング等を行っていければというふうに思っております。

○上野委員

市の公の施設等について、その協力とかは今のところ考えていらっしゃるというふうに認識していいのですね。

○国際政策課長

市の市営住宅等の公の施設等につきましては、いろいろ受入れに際しての規則等がございますので、関係部署にも確認はしたいと思いますが、今のところは難しいかと考えております。

○上野委員

そのような協力もできる場所はしてあげてください。お願いします。

そこでもう一つ、私が行かせていただいたときに、ベトナムとミャンマーを訪問させてもらったのですが、ミャンマーの政治情勢がその当時と随分変わっています。現在、ミャンマーの若い人たちは、ぜひ外に出て、外国に出て働きたいという方がたくさんいらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、ミャンマーとの提携については、どのようなお考えですか。

○国際政策課長

今回の連携協定につきましては、8月にJVNET様より支援の申出がありましたので、まずはそちらのほうの取組を考えております。ほかの市内の企業様の受入れがベトナムの技能実習生が多く、引き続き同じ国からの受入れを希望されていらっしゃいますので、今後はほかの国の状況把握にも努めたいとは考えております。特にミャンマーにつきましては、介護人材、介護の業種のほうで強いというふう聞いておりますので、ミャンマーのほうには今後オンライン等で情報を収集していきたいというふうには考えております。

○上野委員

最後に確認させてもらいます。今回の提携は、ベトナムという国に限ったものではなくて、ミャンマーとの協定も、今後、飯塚市は考えていただけるといいうふうに理解しているのですか。

○国際政策課長

先ほども申し上げましたが、今回はJVNET株式会社様から支援を申入れをしていただいたものであります。先ほどの答弁と重なりますけれども、市内企業の受入れがベトナムの技能実習生が多く、引き続き同じ国からの受入れを希望されると思われまことから、ほかの国の状況の把握には努めたいと思っておりますが、連携協定については考えておりません。

○上野委員

考えていないって。では、ミャンマーの送り出し機関から、助けてくださいという申入れがあった場合は、それは飯塚市は断りますということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

○国際政策課長

公民連携の協定締結につきましては、ミャンマーからのお申出があれば断るということではございません。今回の協定につきましては、JVNET株式会社様のほうから支援の申出がございましたので、ミャンマーのほうからの支援の申出がございましたら、その際に検討させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「建物明渡等請求事件について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「建物明渡等請求事件について」、ご報告いたします。令和4年6月に開催の第3回定例会におきまして議決をいただき、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟を提起しておりました建物明渡等請求事件につきまして、令和4年11月16日に判決の言渡しがあり、11月30日に判決が確定しましたので、ご報告いたします。

資料「建物明渡等請求事件について」をお願いいたします。本件の概要につきましては、本

市が一般社団法人内野地区活性化協議会に対し、内野地区の活性化事業と観光事業の拠点として使用することを条件に、土地建物を賃貸借契約を締結いたしておりましたが、契約期間終了後も管理人でありました被告は退去せず、内野宿長崎屋（管理棟）を不法に占有しており、速やかに退去するよう求めておりましたが、これに応じないため、訴訟を提起しておりました。

令和4年11月9日に第1回口頭弁論が行われましたが、被告は出頭せず、第1回口頭弁論は終結いたしました。

その後、令和4年11月16日に判決が言い渡され、資料の5、判決主文のとおり、「被告は、原告に対し、別紙物件目録1記載の建物を明け渡せ。」、「被告は、原告に対し、別紙工作物目録記載の工作物を収去して別紙物件目録2記載の土地を明け渡せ。」、「被告は、原告に対し、令和4年10月7日から第1項の建物の明渡し済みまで1か月2万円の割合による金員を支払え。」、「被告は、原告に対し、令和4年10月7日から第2項の土地の明渡し済みまで1か月1万円の割合による金員を支払え。」、「訴訟費用は被告の負担とする。」、「この判決は、仮に執行することができる。」との内容であり、市側の主張が全面的に認められた判決でございます。

現在、裁判所による強制執行の事務につきまして、顧問弁護士と協議しながら進めているところでございます。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道上における車両損傷事故について」、ご報告いたします。

資料をお願いします。本件事故は、令和4年11月23日水曜日、午前8時頃、飯塚市川島地内の市道、立岩・上三緒線において、相手方車両が鯉田方面から立岩方面へ走行中、路上の水たまりにフロントバンパーが接触し、車体からバンパーが外れ、フロントバンパー、インタークーラー、右側前輪ホイールを損傷したものであります。

本件事故の過失割合につきましては、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と交渉を行うものです。

道路の点検・補修につきましては、日頃より広報等での情報提供の依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「都市計画の変更について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「都市計画の変更について」、説明いたします。

資料8-1「地域地区の変更概要」をお願いいたします。1、変更の方針について説明します。1つ目は、適切な土地利用誘導のための用地地域の指定が、枝国地区、颯田支所周辺地区の2地区、2つ目は、現況の地形地物に合わせた用途地域境界の見直しが9か所になります。

次に、2、変更概要です。表の1つ目は、枝国地区の第一体育館・第二体育館敷地の容積率を、現在の200%から300%へ変更するものです。右側の図面を御覧ください。体育館敷地の西側の一部が近隣商業地域及び第一種住居地域に含まれているため、併せて第二種住居地

域へ変更いたします。この変更により、本市では、商業地域・近隣商業地域等において準防火地域の指定を行っていることから、併せて準防火地域の区域変更を行います。この第一体育館・第二体育館の敷地は立地適正化計画において居住誘導区域に含まれており、容積率を上げることで、土地の有効利活用、さらには将来に渡る人口密度の維持に資することが期待できます。

表の2つ目は、颯田支所周辺地区における用地地域の指定です。この地区は現在、無指定地域となっていますが、今後は地域拠点としての活性化・住環境の保護の観点から第一種住居地域の指定を行います。

表の3つ目は、用途地域境界の見直しです。次のページに今回見直しを行う9か所の位置図、それぞれの拡大図を掲載しております。これらの9地区は、見直し後の敷地全体が近隣商業地域へ変更となりますので、併せて準防火地域の指定を行います。

3、手続きスケジュールについて説明いたします。原案の縦覧を行った後に原案を確定し、その後、法定縦覧を経て、令和5年7月頃に予定している飯塚市都市計画審議会へ付議を行います。承認が得られましたら、令和5年8月頃に都市計画決定の告示を行う予定としております。

次に、資料8-2「都市計画道路の変更について」をお願いいたします。今回の見直しにより、4路線について都市計画変更手続きを行うものです。

①上三緒安丸線については、平成6年3月9日に計画決定された延長約420メートルの都市幹線道路です。計画区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられることから、全延長420メートルを廃止するものです。右図の上三緒付近に黄色で着色している部分になります。

②安丸道祖線については、平成5年6月16日に都市計画決定された延長約1220メートルの都市幹線道路です。こちらについても計画区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられることから、一部区間の約670メートルを廃止し、延長約550メートルの計画へ変更するものです。なお、変更後は路線の起点が変わるため、路線名も併せて変更いたします。右の図の東側、綱分付近に黄色と青色で着色しております。黄色が廃止区間、青色が存続区間となります。

③水洗安丸線については、平成5年6月16日に都市計画決定された延長約2110メートルの補助幹線道路です。現在、約1860メートルが整備済みとなっており、今回は未整備区間の約250メートル区間について変更するものです。こちらについても未整備区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられることから、未整備区間の約250メートルの計画を変更、法線の変更をし、延長約2260メートルの計画にするものです。

右図の東側、綱分付近に黄色と青色と紫色で路線を着色しております。黄色が廃止区間、青色が存続区間、紫色が新たに計画する区間となっております。なお、今回の変更で、交差点部については、当初計画していた国道201号バイパスとの平面交差から、同バイパスと立体交差している市道と平面交差する計画となります。④南尾平恒工業団地線については、平成11年11月1日に計画決定された補助幹線道路です。こちらについても計画区間に現道があり、周辺の道路網による機能代替が可能と考えられることから、計画を廃止するものです。

次に、3、スケジュールについて説明いたします。先ほどの地域地区の変更と同様のスケジュールですが、①上三緒安丸線と②安丸道祖線については、県決定となるため福岡県都市計画審議会への付議が必要になります。そのため、都市計画決定の告示の予定が先ほど説明しました用途変更の告示よりも遅くなります。

続きまして、資料8-3「都市公園の変更概要」をお願いいたします。

1、経緯と概要について説明いたします。今回の見直しにより、未整備の都市計画公園である西菰田公園と忠隈公園の2か所を廃止し、菰田保育所北側に現在整備している菰田堀池公園

について新たに計画決定を行うものです。右側の位置図にそれぞれの箇所をお示ししております。

廃止する西菰田公園については、昭和43年11月6日に計画決定計画された近隣公園です。計画決定当時は、当時存在していた市民プールと一体的に整備する構想がありましたが、現在、旧市民プールは大手スーパーへ売却され、周辺の状況が大きく変化していることから廃止するものです。

また、忠隈公園についても、昭和37年10月12日に計画決定されていますが、現在では周辺に五穀神公園、忠隈山の神公園が存在していることから廃止するものです。

4、スケジュールについては、地域地区の変更と同様に令和5年8月頃に都市計画決定の告示を行う予定としております。

なお、今回の廃止は今回策定しました「飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン」に基づいて手続を進めるものです。その他の地区の未整備都市計画公園につきましても、本ガイドラインに基づき、順次見直しを実施してまいります。

最後に、資料8-4「立岩・川島土地地区画整理事業の廃止」をお願いいたします。

1、経緯と概要について説明いたします。立岩・川島土地地区画整理事業は、昭和37年7月14日に都市計画決定されましたが、公共減歩に対して地権者からの理解が得られなかったことから、事業の進捗が図られていない状況が続いてきました。この間、長期にわたって都市計画法第53条による建築制限がかけられ、地権者にとって不利益となってきました。

本土地区画整理事業の区域は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、筑豊都市圏の中心的な役割を担うエリアとして、広域性の高い防災拠点施設、医療・福祉サービスの拠点施設及びにぎわいや交流をもたらす商業施設など既存の機能集積の維持・充実を図る中心拠点に位置づけられております。土地地区画整理事業の当初の目的である住環境の創出、良好な住宅地の創出と整合が図られていないことから、本事業の廃止を行うものです。

2、変更概要について説明いたします。本事業の面積は、北は国土交通省所管の殿浦排水機場付近から、南は市役所本庁舎までの約29.5ヘクタールとなっています。右側にその区域をお示ししております。

3、スケジュールについては、地域地区の変更と同様に、令和5年8月頃に都市計画決定の告示を行う予定としております。以上、簡単ではございますが、「都市計画の変更について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、医師数及び看護師数の状況について、ご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところに、前回報告いたしました令和4年10月1日、緑色部分と、直近の令和5年1月1日、黄色部分を記載しております。これを比較しますと、常勤医師では、内科が1名の減で、計30名となっております。非常勤医師では、整形外科が2名の増で、計42名、合計は72名となっております。次に、下段の看護師数でございますが、正規職員のうち、看護師が4名の減、看護師助手が1名の増で、計161名。臨時職員が、看護師で1名の減、看護師助手が1名の増で、計46名。合計で207名となっております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは令和4年度の診療科目別患者数

の月別推移表でございます。表の左側に記載しております項目としまして、診療科目、延べ患者数の合計、1日当たりの患者数、病床利用率、診療日数、1日当たりの患者数前月比の順となっております。表の右側の黄色部分に令和4年4月から12月までの延べ患者数を記載しておりますが、その列の合計欄、下から5段目にお示ししてありますように、入院が4万7306人、外来が8万5349人となっております。これを、緑色部分の令和3年度の同時期と比較しますと、入院で4325人の増、外来で2494人の増となっております。また、1日当たりの患者数では、入院で170人、外来で466.4人となっております。前年度同時期と比較しますと、入院で15.7人の増、外来で13.6人の増となっております。病床利用率につきましては、68.8%で、前年度より6.3ポイント増加しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、入院は病床数の制限を継続しておりますが、入院、外来ともに患者数は回復傾向にあります。以上、簡単ですが、「飯塚市立病院の現状について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共下水道事業の計画区域の見直しについて」、報告を求めます。

○下水道課長

「公共下水道事業の計画区域の見直しについて」、概要版の資料に沿って内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。まず、1、業務の目的と対象区域ですが、本市の公共下水道事業は、昭和43年度に事業を着手し、昭和49年4月25日に処理を開始して以来、事業推進に鋭意努力してまいりました。令和3年度末においては、普及率46.81%、水洗化率89.99%となっております。

今回の見直しは、事業計画区域内の未整備地区を対象に、直近の人口動向や土地利用状況を踏まえ、効率的かつ適正な基本計画の見直し、縮小を行いました。

右の図をお願いいたします。下水道事業は、将来的に下水道を整備する全体計画区域を定め、処理施設やポンプ施設の規模や能力を決定しております。その全体計画区域の中に事業計画区域があり、おおむね5年から7年で整備が完了する区域を定め、県知事認可を得て、事業を実施いたしております。この事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の補助金対象となります。

次に、2、公共下水道に係る背景ですが、汚水処理を所管します国土交通省、農林水産省及び環境省が連携し、各種汚水処理の施設整備並びに運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくことが求められております。さらに、今後10年程度をめどに汚水処理施設の整備の完了を目指す10年概成のための3つの取組を掲げております。

今回、見直しを行った業務であります。①汚水処理手法の見直し。②整備手法の検討、③発注方式の検討の取組により、10年概成を目指すよう求められております。

次に、2-2、現在の整備状況と見直しの必要性についてですが、全体計画区域の計画面積は2747ヘクタール、事業計画区域の計画面積は1869ヘクタール、うち整備済み面積は1569ヘクタールで、未整備面積は、全体計画区域で1178ヘクタール、事業計画区域で300ヘクタールとなっております。過去5年間の整備実績が年間約12ヘクタールでありますので、単純に整備完了までに、全体計画区域では98年、事業計画区域では25年かかる試算になります。

2ページをお願いします。続きまして、3、公共下水道事業計画区域の見直し(選定)ですが、土地利用状況や整備困難区域、住宅や人口の密集状況等を考慮し、3段階に分けて選定を

行いました。まず、1次選定として、土地利用状況から、農業振興地域、ため池、河川域、森林計画区域等の公共下水道整備不要区域を抽出いたしております。調査結果として、28ヘクタールを削除します。2次選定で整備困難区域の調査として、住宅までの道路が私道、地下埋設物がふくそうし管渠布設が困難、占用が許可されない河川堤防内の管渠布設等、地形上の制約による区域を抽出いたしております。調査結果として、88か所、12ヘクタールを削除します。

次に2-2、費用面での調査・選定として、①合併処理浄化槽と公共下水道での整備費用を比較、②公共下水道事業の今後50年間の採算性の有無を判定することで、選定を行いました。調査結果として、32か所、25ヘクタールを削除します。

2-3、削除対象区域として、現状の土地利用状況を調査・選定いたしました。調査結果として13か所、21ヘクタールを削除します。

3ページをお願いします。3次選定として、住宅や人口の集中状況の調査・選定を実施いたしました。ケース①は、人口集中地区であること。ケース②は、本市の上位計画であります立地適正化計画における居住誘導区域であること。ケース③は、ケース①とケース②の重なる区域であること。以上の3つのケースをそれぞれ調査・検討いたしました結果、ケース③を採用しました。3次選定では281ヘクタールを削除します。

続きまして、計画区域の追加検討・選定ですが、先ほどの人口集中地区と居住誘導区域が重なるものの現在の事業計画区域外である区域、右の表の①から⑧の区域において、施工性、経済性及び地域特性等を考慮し、事業計画区域への追加について検討を行いました。調査検討の結果、②区域、市の間、浦田、愛宕の一部、20ヘクタールを事業計画区域に追加することといたしました。調査選定結果を下の表に示しております。全体計画区域につきましては、既計画2747ヘクタールから1106ヘクタールを削除しまして、見直し後は1641ヘクタールとし、未整備が72ヘクタールとなり、整備予定期間を約10年間と設定。また、事業計画区域につきましては、既計画1869ヘクタールから261ヘクタールを削除しまして、見直し後は1608ヘクタールとし、未整備が39ヘクタールとなり、整備予定期間を約5年間と設定いたしました。以上のように、事業計画区域を5年から7年間で確実に整備が完了する区域に設定することで、合併処理浄化槽の補助対象区域を拡大することにより、本市の水洗化率の向上につながるものと考えます。

4ページをお願いします。4、計画変更に伴う汚水排出量、処理場やポンプ場の処理量等諸元の試算について、全体計画区域の見直しに伴い、今後の汚水処理人口の推移や汚水排出量を予測し、処理場、各ポンプ場の規模を処理容量等を試算した結果、施設規模の縮小が可能であることが判明いたしました。

最後に、5、今後の計画区域の見直しについて、本市の公共下水道は合流式と分流式を併用しております。近年の気候の変化により、合流管の容量を超える局地的な豪雨が発生しております。このようなことを考慮し、今回は事業計画区域のみを見直し、施設規模に影響します全体計画区域については、現状を維持し、雨水対策と併せて検討することといたしました。

また、今回の見直しによる事業計画区域の整備が完了する時期に、同様の調査・検討を行い、次回の事業計画区域の見直しを行ってまいります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

合併浄化槽の補助金の地域が拡大するということは非常に喜ばれることだと思いますので、よろしくをお願いします。今回、見直しをされたということで、今度また合流式で広げていくということなのですが、費用についてはどのように考えていますか。

○下水道課長

合流式はもう拡大することはない、分流式で整備のほうを拡大していきます。

○上野委員

本管を通して、つなぎ込みがないと非常に後々困るのですが、そこら辺の対策はどのように考えられていますか。

○下水道課長

接続をしていただくようにPR等を行いますとともに、また、水洗化補助という制度も設けております。

○上野委員

要望ですけれど、事前に一応、もし本管が来ればつなぎ込みをどうされますかといったアンケート等も取っておかれたほうがいいと思いますので、ぜひ実施されてください。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。